

毎週火、金曜日発行(但休日、当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇監査公告 昭和三十一年度に係る各県税事務所の定期監査の結果公表
昭和三十一年度に係る各種試験研究機関並びに指導機関の定期監査の結果公表
昭和三十一年度に係る県立高等学校及び給与事務所並びに図書館の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第二百号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十一年度にかかる各県税事務所の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十三年三月三日

鳥取県監査委員 松本利治

監査箇所

東部県税事務所	昭和三十三年一月二十三日
中部 "	同 二十九日
西部 "	同 二月六日

執行年月日

同	荻原治郎
同	小谷善高
同	上根政幸

県税事務所

今回の定期監査は屢次の税法改正並びに経済界の動向による自主財源の推移、賦課徴収の適正執行と住民負担の公平、民主的徴税体制の確立等につき慎重実施した。その結果不正、不当と目されるものは認められず適確にしかも税務行政の円滑なる運営に努力し、各所とも賦課徴収実績が前年同期に比較し相当の高率を示していることは結構である。

しかしながら毎回指摘している如く、いまだ一部には税

法運用に慎重を要するもの、或いは事務処理上、考究改善すべき事項等がすくなくないので、県当局は更に指導体制を強化するとともに、積極的運営を期し自主財源の確保に一層の配意を望む。

一 賦課徴収について

昭和三十二年年度県税予算計上額(県税事務所所管分)は四億七千八百余万円であるが、これに対し十二月末現在における各所の課税状況は

事務所別	現年度分	過年度分	滞納繰越分	計
東部	千円 三、八、三三〇	千円 一、四、三三五	千円 八、四、四六六	千円 一三、一、一三〇
中部	千円 六、九、一四三	千円 七、八、四三三	千円 五、七、七五五	千円 一〇、一、三三一
西部	千円 一、九、九六六	千円 一、七、七九九	千円 一、七、七九九	千円 三、六、四六四
計	千円 五、七、二三三	千円 四、一、二五八	千円 一、九、〇〇〇	千円 一、一、九〇一

(各年の調定額は別表による。)

で、前年同期に比し東部六千一百余万円、中部一千八百余万円、西部三千四百余万円計一億二千四百余万円

増加している。

またこれを内容別にみると、現年度分九千八百余万円、過年度分一千八百余万円が増加し、反面滞納繰越分は三百余万円減少している。調定額のうち増加している主なものは、法人事業税四千五百余万円のほか、軽油引取税、法人県民税、不動産取得税等でこれに反し税法改正に伴う基礎控除額の引上げによる個人事業税が一千三百余万円減少している。

また過年度分で増加しているのは、県外法人に対する

法人事業税の分割決定に伴う自然増である。なお滞納繰越分の減少しているのは、滞納処分執行停止による調定減額並びに時効その他による欠損処分増加等によるものである。

2 徴収の状況

昭和三十二年十二月末現在における各所別の徴収状況は

事務所別	現年度分	徴収率	過年度分	徴収率	滞納繰越分	徴収率	計
東部	三〇一、三六〇	八四・五%	一三、三三三	九三・三%	六、四九九	三四・二%	三三〇、七五三
中部	七八、三三三	八七・九	六、九八七	八九・一	二、一三三	三六・九	八七、四七五
西部	一五、六二七	八四・三	一六、八八四	八八・九	六、六三三	三七・二	一八三、二三四
計	四三九、二四九	八四・九	三七、〇九四	九〇・一	一五、〇〇五	三五・九	四九一、三五二

(各年の徴収実績は別表による。)

(単位千円)

で、前年同期に比較し一億一千五百余万円増加し、調定額に対する収入率八一・八%は前年同期に比し四・四%上昇している。これを内容的にみると前年同期に比較し現年度分九千四百余万円、過年度分二千余万円それぞれ増収しているが、新規大口分及び執行停止に伴う調定減額等を考慮すれば、実質的にはむしろ徴収成績は上昇していないことも思われるので、徴収体制の強化を図り、徴収確保に一層の努力が望まれる。

二 課税の適正化について

1 個人事業税のうち自主決定分に対する資料のし、

集利用、積算基礎及び推衡査案等決定に明確を欠くものがあつたので、更に戸順調査の徹底を期し、所得決定の合理化に配意されたい。

2 不動産取得税については課税客体の完全捕そ、に留意しているが、賦課の遅延が見受けられるので、計画的調査の推進と、市町村長との連絡に一層の緊密化を期されたい。

また原始取得分に対する評価基準の運用、評価技術の向上、事務の簡素合理化等に留意し、効率的運営が肝要である。

3 自動車税については、登録数は逐年増加している反面異動が多く、加えて無申告異動が多いので、課税事務に支障を来たしている。異動申告の徹底について指導を要するとともに、自動車所在、売却先不明等の事由による課税保留分については、早期解決に留意を望む。

4 遊興飲食税の課税客体の捕そくは非常な困難性と努力を必要とし、各所とも業者間の均衡保持と脱税防止等に苦慮し、その調査方法、手段等も逐次改善されつつあるが、なお一層課税の適確を期する見地からして、

(1) 昨年十一月より主管課指導のもとに三地区別に特別調査を実施し、地区間の権衡と担当職員の調査技能の向上に努めていたが、更に調査対象の拡大と回数の増加を期すること。

(2) 夜間検税は一定地区のみに限らず、全般的に実施するとともにその方法、手段等更に考究すること。

(3) 特別徴収義務者のうち少額納税者に対する検税調査の徹底と、税の徴収義務觀念の啓もう、指導につき考究善処すること。

等留意し、適正なる課税に努力されたい。
三 県税収入は前述せる如く、前年同期に比較し、相当の高率を挙げているのであるが、各所における納期内収入状況は、

(単位千円)

所別	調定額	納期内納入額	収入率
東 部	三〇七、八七四	一三八、三六三	六・七五%
中 部	八三、七六五	四三、六三三	五・四四%
西 部	一五七、三〇〇	八三、二九九	五・三三%
計	四七、七九	二五、一五五	五・三三%

(注) 本表は現、過年度分調定額より個人県民税及び徴収猶予とした取扱つた額を除く。

であつて調定総額に対し五六・五三%の納期内収入額となるが、更に期限内納入の推進について積極的に啓もう、指導の要がある。

また納税貯蓄組合の育成強化を図り、これら組合との有機的連け、いを緊密にし、納税者の自主的納税を勧奨するとともに、納期内納入を挙げしめるべく格段の配慮を望む。

なお県納税貯蓄組合規則に基く補助金が、予算不足のため各所とも未交付となつている額が相当にあつたので、県当局は適確なる予算措置を講じ早期交付を図られたい。

四 滞納繰越分の整理状況は

(単位千円)

所別	調定額	収入済額	収入率
東 部	一八、三四六	六、二四九	三四・六%
中 部	五、七七五	三、一三三	五〇・五%
西 部	一七、七九	六、六三三	三七・三%
計	四一、九一〇	一五、〇一五	三五・七%

であつて、各所とも早期収納につき努力していることは認められるが、なかには大口滞納者で滞納のまま放任しているもの、或いは相当年数を経過したもので債

権保全の未執行のものが見受けられるので、更に綿密なる徴収計画を樹立するとともに、こげつき滞納額の早期整理に一層の努力をされたい。

また前年度も指摘している如く国税徴収法に基く強制執行による財産処分等の執行運営に当つては、常に偏重することなく厳正にしかも公平な運営を期するよう特に配慮を望む。

五 個人県民税(市町村長が賦課徴収しているもの。)の調定収入状況は

(単位千円)

所別	調定額	収入済額	収入率
東 部	三四、八七三	一三、六九千円	三九・三%
中 部	(四七〇一)	(一、五九)	(三・三)
西 部	二、四一八	七、三五五	三〇・八%
計	三七、五五七	一五、三三三	四〇・八%
東 部	(四、五三四)	(一、一九五)	(四・三)
中 部	(二、四一七)	(七、三五五)	(三一・三)
西 部	三六、八六七	三六、三九九	九九・七%
計	(一〇、六七三)	(三、三六)	(三二・七)

であつて、その収入率は他の税目に比較し低率であり、

各所ともこれが徴収整理に当つては現地指導、或いは徴収応援等により収納に努力しているが、滞納額は逐年増加の傾向を示し、現行法をもつては直接的、強制執行も不可能にしてこれら滞納額の徴収整理に苦慮している実状につき、県当局においても円滑なる徴収対策を検討するとともに、所にあつても更に積極的徴収指導を実施し、収入確保を期すべきである。

六 申告納付制度に伴う過誤納分県税未還付額は十二月末現在七十二万余円(東部六六、中部一五〇、西部四〇八千円)あり、今後更に増加の見込(前年度決算額は七、一五七千円)であつたので、県当局は適確なる予算措置を講じ、早期還付を図られたい。

なお償還手続、方法等につき統一を欠く面があつたので、考究善処されたい。

東部県税事務所 昭和三十三年一月二十三日 監査
 監査委員 松本利治
 同 荻原治郎

同 小谷善高

一 十二月末現在の賦課徴収状況は課税総額二億七千一百余万円の前年同期に比較し六千一百余万円増加し徴収成績は収入済額二億二千余万円調定額に対する収入率は八一・五%で前年同期に比し二・九%上昇している。調定額の増加したおもなものは、法人事業税四千余万円、軽油引取税八百余万円、個人県民税四百余万円、法人県民税三百余万円等で、反面税法改正により個人事業税二百余万円減少している。

二 不動産取得税については、申告書の提出のないものが相当数見受けられ、取得の事実及び時期の確認が不徹底となつているので申告を勧奨するとともに、各市町村との連絡を更に密にし一層の協力を要請せられたい。

なお原始取得分に対する調査が遅延の傾向にあり未処理のものがあるので善処されたい。

三 自動車税の課税台数は二千八百七十七台で前年二千三百五十四台に比較し、四百六十三台増加し、従つて課

税額においても二百九十七万余円増加している。増加したおもなものは軽自動車百八十四台、トラック家用百十五台、小型三輪トラック家用六十四台である。

四 遊興飲食税の課税決定に当つては特定業者を対象に標準調査を実施しこれに基き合議制による査案額により修正申告を勧奨しているが業者間の権衡保持に一層慎重を期されたい。

なお鳥取砂丘地区における新興業者の実態調査を行い適正課税を実施すべきである。

五 徴収実績については既述している如く収入確保に努力した結果、その収入率が前年同期に比し二・九%上昇しているが、これを内容的にみれば本年度は法人事業税のうち大口法人(分割分)の申告納付額(日銀分四千余万円等)が大きく、調定総額の増加分六千一百余万円に対し徴収増加額が五千五百余万円である点等をこり、よすれば実質的には徴収成績は低調かとも思

われるのでさらに適確なる徴収計画を樹立し早期収納に努力されたい。

なお徴税事務の処理については各班相互間の連携に充分配慮するとともに、徴税体制の確立を図り徴収事務の簡素合理化に努められたい。

六 十二月末現在において八十六万余円を執行停止処分としていたが前年度も指摘している如く、さらに内容精査並びに事実確認の徹底を要するもの、或いは課税面との連携、いを緊密にすべき事項等があつたので今後取扱に当つては一層慎重を期されたい。

また欠損処分として処理(十二月末で二十二万余円)しているものうち内容的にみてむしろ執行停止処分として処理することが妥当と認められるものがあつたのでこり、究善処されたい。

七 個人県民税の収納確保については、頭述べている如く当所においても徴収、援等により努力はしているが、管内のうち収入率が不振となつている町村があるののでさらに積極的徴収指導に配慮するとともに納

税貯蓄組合等の協力を要請し収入確保を図られたい。
八 経理出納その他事務処理は概ね適正に執行しているものと認めた。

中部県税事務所 昭和三十三年一月二十九日監査
監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎

一 十二月末現在の賦課徴収状況は課税総額一億二百余万円の前年同期に比較し一千八百余万円増加している。このおもなものは法人事業税六百余万円、軽油引取税二百余万円、遊興飲食税二百余万円等である。

また調定額に対する収入済額は八千七百余万円の前年同期に比較し一千九百余万円増加し調定額に対する収入率は八五・一％(前年同期八〇・五％)で他所に比し高率を示していたことは結構である。

二 個人事業税のうち自主決定分について所得決定の積算基礎に明確を欠くもの或は前年実績を勘案しまたは他の資料により推定課税しているもの等があつたので、

調査の徹底、所得決定の合理化になお一層配意されたい。

三 不動産取得税調定額四百十万余円のうち現年度分は百五十九万余円、三一％で他は過年度分であり、また原始取得分の課税件数七百九十二件のうち現年度分は僅か十件に過ぎない実情は本税賦課の困難性を示しているが課税客体の適時捕そく並びに調査の計画的推進を図られたい。

なお価格決定伺に添付すべき図面書類の整備について留意せられたい。

四 遊興飲食税の検税調査はあらゆる角度より深く調査検討をするともに調査技術の向上を図り適切な課税標準のはあくに一層努力の要がある。

五 徴収事務の運営は適確に処理しているがぼう、頭にも述べている如く納期内納入の啓もうの指導並びに個人県民税の早期収納等に対する現地指導はさらに努力するとともに、納税貯蓄組合との連携を一層緊密にし

税収確保を図られたい。

六 経理出納その他事務処理は概ね適正に執行しているものと認めた。

西部県税事務所 昭和三十三年二月六日監査
監査委員 松 本 利 治
同 小 谷 善 高

一 十二月末現在の賦課徴収状況は課税総額二億二千六百余万円の前年同期に比較し三千四百余万円増加している。増加したおもなものは軽油引取税七百余万円、固定資産税五百余万円、法人及び個人県民税並びに法人事業税がそれぞれ四百余万円等で、反面減少したものは滞納繰越分の自然減少によるもの二百余万円、税法改正に伴い個人事業税の八十余万円等である。

徴収総額は一億八千三百余万円、調定額に対する収入率は八〇・九％で前年同期に比し六・二％上昇し三千九百余万円増加している。

二 個人事業税のうち自主決定件数は八百七十五件で前

年同期と比較し百五件減少している。

課税に当つて所得決定の積算基礎の不正確なもの業者間の権衡査案に明確を欠くもの等が見受けられた。ことに飲食店に対する調査はほとんど実施せず前年実績を勘案し権衡課税していることは適当と認め難いので、戸順調査の徹底を期するとともに、所得決定の合理化に努められたい。

三 不動産取得税については課税客体の適確捕そくのため計画的調査の励行と市町村との連絡緊密化について一層努められたい。

なお原始取得分一千百六十三件のうち二百三十三件保苗(未調査)があるがこれが早期処理に努められたい。

四 遊興飲食税の検税調査は温泉旅館(皆生地区)はそのほとんどが法人組織である関係上帳簿その他資料、或は裏付調査等により慎重検討調査し課税標準の補正に努力していたことは結構であるが税額決定までに相当地数を要していたのでこれが促進を図るべきである。また他の業者に対しては標準調査に基き査案額に

より追加申告を勧奨していたが業者間の均衡保持にさらに慎重を期された。

なお全般的に夜間検税を適宜実施するよう配慮された。

五 徴収事務の運営については過去の指摘事項等をもこうり、よし既述している如く収入確保に努力した結果収入率は上昇しているが、反面これらの内容を検討してみれば収入済額のうちには大口法人の申告納付(分割)が含まれ、調定額の増加分三千四百余万円等をこうり、よしすれば実質的には徴収率が低調のように思われるのでさらに適確なる徴収計画を樹立し収入確保に一層努力された。

また徴税体制の確立については各班相互間及び特別整理班との連け、いに充分配り、よし円滑なる業務運営を期された。

六 個人県民税の早期納入については現地指導その他により努力しているが収入率の低調と見受けられる町村があつたので、さらに積極的徴収お、援を実施すると

ともに、納税貯蓄組合との連け、いを強化し納税者の自主的納税を奨励し納期内納入を促進させるべく啓もう、指導に格段の配り、よを望む。

七 西部合同事務所(元西部地方事務所の建物)の庁舎管理は当所長が当つてゐるが、これが維持管理に伴う修繕費等にこと欠ぐ実状であつたので県当局の善処を望む。

また現在所内に電話機が十二回線入つてゐるが当市は近く自動式電話に切り換えが予定されており地区住民の利用便宜を図る面よりしても電話交換台の新設(新設によつて六回線は不用となる。)が必要と思はれるので当局の検討を望む。

八 経理出納その他事務処理は適正に執行してゐるものと認めた。

別表一 県税賦課調定額調

合 計	滞納繰越分	過年度分	現年度分			区 分
			西部	中部	東部	
計	計	計	計	計	計	所別
西部 中部 東部	西部 中部 東部	西部 中部 東部	西部 中部 東部	西部 中部 東部	西部 中部 東部	二九、一二、三三現在 三〇、一二、三三現在 三一、一二、三三現在 三二、一二、三三現在
10,400,400 1,472,211 10,922,611	3,135,322 2,131,212 5,266,534	2,911,166 2,451,454 5,362,620	1,000,000 1,500,000 2,500,000	1,200,000 1,800,000 3,000,000	1,111,111 1,711,111 2,822,222	1,000,000 1,500,000 2,500,000

鳥取県監査公告第二百一十号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十一年度に係る各種試験研究機関並びに指導機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十三年三月三日

鳥取県監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

同 小 谷 善 高

同 上 根 政 幸

監 査 箇 所 執 行 年 月 日

林業試験場 昭和三十三年一月二十二日

蚕業試験場 同 一月二十八日

山陰酪農講習所 同 二月 五日

農産加工所 同

満検定所 同

経営伝習農場 同 二月 十一日

林業試験場 昭和三十三年一月二十二日監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

同 小 谷 善 高

一 職員は場長以下四名でこのうち研究職は六名他は一般職二名、臨時職員二名と運転手、場夫等場雇用者が四名いる。この職員定数は設立当初から国庫補助職員及び特定財源による定員で純具費による固定職員が置かれていないために研究職員の貧弱、補助職員の未設置等により常時の試験研究調査に支障を生じていることが認められる。他機関と同様固定職員の配置につきき人事当局のこうりよが必要である。

なお監査時現在土壌分析専任職員が異動によつて欠員中であつたので早期充足を要する。

二 試験研究調査項目は前年度に引続き各般に亘り実施しこのほか本年度は更に造林試験等新規項目を加えていたが前記研究職の不足等にかんがみ試験研究項目は重点的且つ効率的であるよう一層の配慮が必要であ

る。

三 本年度新規実施した赤松ほか六品種による樹苗養成試験の成績は、得苗率は平均六二%で中でもクロ松の損率は五五%であつてその結果は、芳しくない。これが原因の探究と得苗率の向上に努める要がある。

四 県内各地に試験研究を設定(本年度一〇ヶ所)しているがこの試験地のうちには、借地権並びに山地使用権等権利契約を必要とするものがあるので早期に締結し遺憾のないよう期されたい。

各種試験研究地の選定に当つて林地の提供者が少く業務遂行上支障を生じているので関係団体等の協力を得てこれが確保に努力を望む。

五 本施設が県内外関係者に漸く認識され事業照会、視察者の来訪、講演会研究会等の開催が漸次増加のすう、勢にあるので成績書その他試験結果に要する印刷費の増額につき配慮の要がある。

六 経理出納事務は概ね良好と認めたが生産された樹苗の払下方法その他は、現行会計法規に照し実状に即し

難しいものがあつたので生産物の売却処分の取扱につき県会計当局と協議し、遺憾なきを期されたい。

蚕業試験場 昭和三十三年一月二十八日監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

一 職員は場長以下一六名でこのうち研究職は場長を含め一〇名、他は一般行政職二名、技能労務職一名、臨時職員(事務補助)三名である。技能労務職員は従来から業手の身分で併設の蚕業技術員養成所生徒(現在一六名在籍)の賄関係を担当している。

試験研究機関に対する研究職員等の充実強化については既に過去の監査をつうじ指摘している如く當場においては病理、桑園、農夫及び養蚕補助各一名計四名程度の増員を要すると認められがいまなお当局のこうりよ、が払われていない。

二 各種試験、研究調査項目は近年陣容、予算の制約をうけ従来の総花的研究から重点的、実用研究に主眼が

置かれてきていた。

本年度の試験研究項目は前年と変りなく継続的に実施中であつたが中でも多年研究中であつた牡蚕簡易飼育試験は簡便な飼育器(鳥取式簡易平飼台)の試作に成功し本年度初秋蚕期から実用した結果良好な成績を挙げ既に県内外養蚕家に普及されていたことは結構である。これが特許権獲得が実現すれば財政上益するところが尠くないと思われるので努力せられたい。

三 二十七年から継続調査を行つている県下桑園の土壤調査は全体総面積の八〇%を完了し既にこの地域に施肥試験地(七ヶ所)を設定し施肥改善試験を続行中であつたが調査未了地区(西伯、日野の一部)の早期完了に一層を努力を要する。

四 原(蚕)種製造に要する採種繭量消費に対する指摘事項は逐年是正改善に努めてきていた。本年度採種繭量(上繭二八、四貫)から蚕種(交雑用)三、九〇〇が、原種二、五〇〇がを製造しているがこれを二十年年度の採種繭量(上繭五一、四貫)一一、九六〇

が、比較し著しく焼却が数が減少し採種繭の節約が図られてきていた。本件に限らず他目的の試験研究過程についても内容を分析検討し努めて材料その他の無駄を省くよう留意されたい。

五 病理研究室の増設その他内容設備特に試験研究用具の充実整備については整備計画を樹て逐次更新整備を図る要がある。またこれに要する経費につき県は特別こうりよ、されたい。

なお各種建物は相当老朽化しているのでこれが維持管理につき万全を期されたい。

六 経理出納、その他事務は概ね適切に処理していただいたと認められたが蚕繭等生産物の引継、処分等一連する事務の手續、処理方法等につき更に現場と連携し、を密にし事務の刷新工夫と能率化を図る要がある。

山陰酪農講習所 昭和三十三年二月五日監査

監査委員 松本利治
同 小谷善高

本講習所は業務開始してから第二年を迎えているので今回の監査は、前回に引続き砂質地帯における酪農指導基地の造成と、その機能を如何に発揚することと運営され本県酪農の発展に資しつつあるかにつき実施した。

その結果所長以下職員は酪農経営の新分野開拓に苦心と努力を払つておりまた一般の見学、短期講習、出張講習等当所利用も漸増しているがまだ本機関に対する県の根本的方針も決らず、予算的配意にも欠け特に本県酪農の普及発達に格別の配意をなすべき現下の時期において所運営の根本方策の未確定、施設設備の甚だしい緩慢な実状にあつたことは憂り、に堪えない。県は本機関の立地条件にかんがみさらに種畜場、有畜営農指導所との有機的機能の強化等も併せこうりよ、し本県酪農の中核的教育指導機関としてその機能を充分發揮せしめるよう格別の配意と急速なる措置を要望する。

なお細部事項は概ね次のとおりである。

一 職員は前年同様所長以下五名と所雇用人夫二名で所長は依然として有畜営農指導所長並びに大山牧場長を兼務している。また所雇用人夫のうち一名は炊事婦に充てているのでそれだけ農夫にしわ寄せを来しほ、場経営に支障を生ずる結果となつている。

また講習生は当初一五名入所したが現在八名(内二名鳥根県)在籍していた。退所理由として就職、進学等も挙げられるけれども所そのものに魅力の乏しいことに因ることも見逃し得ないと思料する。

二 家畜の状況は初年度より乳牛一頭と若干の中小家畜が導入され現在乳牛五頭、豚六頭、鶏六八羽、種山羊一頭繁殖されている。これに対する飼料作物の自給率は八〇%で前年度より一〇%上昇しているがさらにほ、場管理上の合理的設計に新工夫を講じ、たいひの増産、客土、その他による地力培養につき努力が必要である。
三 施設設備の状況は本年度は県費十八万円をもつて取敢えず畜舎の一部改造を図つていたがさらに中小家畜

の導入、ほ、場のかん、水設備、酪農経営上の機械器具等近代設備の充実整備及び所員宿舍の併置が必要と認められた。

なお本講習所入口道路の敷設は特に緊要を要する。

四 講習生の修了年限は一ケ年であるがこれでは全般に亘つて習熟には不十分の憾があるので他機関同様二年制に改めなお一年制実科及び短期制度を適宜併設する等制度の改革が必要と思われるので検討されたい。

また修了生に対しては或る程度の資格を与えこの面からも将来への希望をもたせるよう、究の要がある。

五 経理出納事務は概ね適切に処理しているものと認めながら家畜飼料並びに肥料等事業用品の購入に当つて計画性に欠けているものがあつたのでさらに現場との連絡調整を密にし計画的しかも効率的に執行するよう留意検討すべきである。

農産加工所 昭和三十三年二月五日 監査

監査委員 松本利治
同 小谷善高

一 職員は所長(農業試験場西伯分場長兼務)以下六名(出納員含む。)の研究職員によつて農産食品加工試験並びに技術指導を行つているが事業費のうち生産収入の占める割合は

二八年度	七五・二七%	(決算比)
二九年度	七〇・八四%	()
三〇年度	八五・九〇%	()
三一年度	七五・六二%	()
三二年度	七九・二九%	(予算比)

であつて依然として事業財源を生産収入に依存し過ぎることによつて、その運営は容易でなく中には生産確保のため試験研究過程を切り上げることを余儀なくせられていた実状であるので試験設計並びに予算見積りに検討の余地がある。

本年度における加工試験設計に対する収支状況(見込)

は(単位千円)

区 分	材料その他 必要経費	同上に対する 生産見込
醸造関係	五三一	七五二
澱粉関係	四七	五四
漬物関係	四〇	四三
びん缶詰関係	二	一
計	六二〇	八五〇

であつて事業そのものが収益本位に陥つて見受けられ中でも醸造関係が全体の九割を占めていることは注目すべきである。

二 食品加工技術の普及並びに企業指導は隣設の農業試験場西伯分場農家生活実験展示室の設置により各種団体の組織をつうじての所内指導が著しく伸びて来てはいるが他面所外指導に当つては、いまだ限られた特定業者、団体を対象とすることに偏向している向がある。このことは畢竟人員に制約せられていることに因るものと思われるので若干の増員について、より、よし計画

的しかも普遍的に普及啓蒙を図る要がある。

三 試験施設は概ね旧式乃至簡単なものが多く完全な試験研究には不適當でありまた非能率的である、漸次新式精密なものに更新の要がある。

なお工場建物もき、よう、あい、であつて民間業者間に機械寄贈の意、があるもこれを受入れる余地もない実状であり若干拡張の必要がある。

四 びん、缶詰工業試験のうち濃縮トマトパルプについては外国製品におとらぬ製法を、案し鳥取缶詰丸信有限会社等同法による量産計画に着手したことは結構であるが同法特許権獲得のため三十二年一月特許申請しているが未許可であるのでこれが獲得促進について適當措置の要がある。また特許権実施許諾に当つては財源確保上の、より、よに遺漏なきを期されたい。

五 十二月末日現在における予算の執行状況は、

加工所費	1,031,000	626,336	354,661
予算額		支出済額	残額

財源内訳
生産収入 八五〇,〇〇〇 四五,九八〇
県費 三三,〇〇〇

であつて生産物の今後生産収入見込は在庫製品六万余円あるのみで予定どおり生産収入を確保するためには醸造関係(醬油)で現在仕込中のものを期間を短縮して製品化せざるを得ない状況であつた。予算の適期令達について特に再検討の要がある。

六 経理出納事務は概ね適切に処理していたものと認め

蘭 検 定 所 昭和三十三年二月五日監査
監査委員 松 本 利 治
同 小 谷 善 高

一 本年度における蘭検定、鑑定、その他繰糸、乾燥試験は件数及び数量とも前年度と大差なく円滑に実施し、このほか研修繰糸は繰糸技術の向上を確保し何れも良好な成績を挙げつゝあつたものと認められた。

二 職員は所長以下四名(内三五臨職)と日雇用七名である。年間稼働計画日数は三〇〇日としうち検定日数八五日と他は研修期繰糸日数である。

なお研修期繰糸に要する原料蘭購入状況は約八、五〇〇貫程度を毎年確保されている。

三 研修期繰糸は繰糸技術の向上、原料蘭の買入、生糸の出荷販売等に毎年苦心と努力を払つてきているが特に本年度は生糸相場の変動と他面職員給与費の改訂増こうにより運営上可成りの困難が見込まれたが作業計画の一部変更を行い基準糸量を低下せしめないよう販売上有利な高級生糸の生産に振り向ける等腐心し本年度も収支均衡の見透しを樹てていた。

四 元来当所の運営に要する人件費その他諸経費は独立採算的に賄われてきているが本年度は糸価下落による生産収入補てんと臨職ベースアップによる人件費増こう、分計約百二十万円は繰越生糸のくいこみによつて賄われる見込になつていたが当所健全運営のために若干の繰越生糸を保持すべきは勿論八百貫程度の乾繭繰

越は次期購繭までの繰糸用として絶対必要であるので今後の予算編成に当つてはこれ等の実状をこゝろよくし、予算措置がなされるべきである。

なおこの数年來の原料繭及び生糸量の手持繰越状況は次のとおりである。

昭和二十九年三月末	原料繭(乾繭)	生糸	摘要
三十一年	九二八	三四〇	〃
三十二年	九四五	二五二	〃
三十三年	七八〇	二六五	〃
	(七六〇)	(一六〇)	見込

五 研修繰糸結果による年間糸歩と買入基準糸歩との比較対照及び操業実績の分析検討によつて更に経営上の改善と繰糸技術の向上に資せられたい。
六 生糸の出荷販売手続並びに代金収納、その他会計事務は適切に処理していたものと認められた。
なお一月末現在における収支状況は次のとおりであつ

た。

検定所費	三、八六、〇〇〇	支出済額	一、九〇、五〇九	残額	四、八〇、〇九一
財源内訳					
国庫委託金	一四六、〇〇〇		一四六、〇〇〇		
検定手数料	一、三三、〇〇〇		一、三三、〇〇〇		
生産収入	三、〇六、〇〇〇		一六〇、八四七		
県費	五〇〇、〇〇〇		五〇〇、〇〇〇		
小計	三、八六、〇〇〇		一、七八、六七五		

(注) このほか県職員費(人件費)一一名分のうち五名分の人件費一百三十一万七千円(生産収入)を当初予算編成に当り財源提供している県費五十万円は施設に対する汚水、排水溝の敷設費である。

経営伝習農場 昭和三十三年二月十一日監査

監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎
同 小 谷 善 高

本場は農村中堅青少年の養成機関として毎年生徒を募集し農業経営に必要な知識技能を習得せしめてきているが特に本年度は、従来の農場形態に画期的改革が加えられているので今回の監査はその運営状況につき実施した。

その結果場長以下職員、生徒は経営と技術の教育に努力を払っていることは認められるけれども、新に採用されたモデル農家制による農場経営は、

(一) 対象生徒が年少者であること、

(二) 職員への期待には限度があること、

(三) 施設設備が不完備であること等現行制度上においては可成の無理が生じ予期した実習効果を挙げることは困難視され三十三年度からはこの実績と反省を基礎に従前のグループ性による総合経営に還元する意向であつたが要は一貫した指導理念具現のためにこれらの基本的構成要素を併せ、より、より早期に農場運営の根本的方针を樹て本県農業改良助長発展に資せしめるよう適切な措置を講ずべきである。

なお細部事項は概ね次のとおりである。

一 職員は場長以下一〇名(内研究職七名)と場雇用の農夫一名、炊事婦二名である。研究職員は生徒を教育する観点からして質的向上と充実強化並びに優遇措置につきさらに配慮の要がある。

二 生徒の状況は応募者六〇名のうち五六名採用し現在在籍している。本年は例年になく応募者が多かつたことは農家制による経営と教育という呼びかけが関心を引いたようであるが本機関に対する一般の認識理解はなお薄くまた建物施設の貧弱も魅力に乏しい一因である。更に施設の完備を期するとともに事業の一端として短期生、青少年クラブの指導或は講習会の開催農業改良普及員等地域社会との連絡提携につき一層配慮し本機関の周知と利用に努められたい。

三 本年度は既述したごとく農場の運営構成を水田、水田酪農、畑作、果樹を中心とした四農家制とその労働余力をもつてする自給菜と生産畜産とによる各農家経営をつうじての農業技術の指導を行つていたが農家別による農業(経営)計画と実施面にそごを来し運営

を困難ならしめていたので適確なる総合計画のもとに各部門別に年間、月別、旬別等細部計画をもつて要がある。

なお計画に対する収支予算見積等についても明確を欠く点があつたのでさらに検討留意されたい。

四 施設設備の整備状況は本年度二十八万円(半額国費負担)で中小家畜舎の一部を整備したのみで他は何れも遅々としている。特に生徒宿舍、中小家畜舎、農具堆肥舎等の増改築は緊急を要する。

また、これらの施設整備費の財源は生産収入等特定財源で賄れる関係上生産費を犠牲にしているので県費による財政措置が必要である。

五 本年度から生産農場的に予算の建方を改めていたが結果的には、従来予算計上していた三十万円程度の農場生産収入を一躍一百二十二万円とし、その反面これに要する生産費は、従来九十万円程度のもので七十万円に減額措置されたためこのしわ寄せが各々の経営計画に影響しきわめて困難な運営がなされていることは

既述したとおりである。県は、さらに生産の増強を期待するにはこれに必要とする資本を投じ、生産施設を整備強化することが必要であるにもかかわらず逆に事業費に対し生産収入の依存度を高めていたことは当を得ない、本場の使命にかんがみ予算の合理的措置につき再検討の要がある。

六 経理出納その他事務処理の適正率化につき従来しばしば指摘しその改善は正方を要望して来たが根本的には、前記予算措置に伴う計画の変更の無処理、その他事務的には生産物の引継、処分等収入事務に関連する手続方法はいまだ軌道に乗っていないので会計事務処理につき主管課並びに県会計当局は特に指導されたい。

鳥取県監査公告第二百二号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十一年度に係る県立高等学校及び給与事務所並びに図書館の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十三年三月三日

鳥取県監査委員	松 本 利 治
同	荻 原 治 郎
同	小 谷 善 高
同	上 根 政 幸

監 査 一 箇 一 所 執 行 年 月 日

鳥取東高等学校	昭和三十三年一月二十日
鳥取西高等学校	一月二十一日
倉吉西高等学校	一月二十七日
中部給与事務所	一月二十八日
米子東高等学校	二月 三日
米子西高等学校	二月 四日
米子図書館	二月 五日
倉吉東高等学校	二月 十二日

鳥取東高等学校 昭和三十三年一月二十日監査

監査委員	松 本 利 治
同	小 谷 善 高

一 本校の教員定数は校長以下三二名のうち欠員二名あり、一名は死亡欠員他は養護教諭で本務が鳥取工高である。新年度更に二学級増設の計画であるので、これに必要な人員配置は勿論欠員補充についても考りよされたい。

二 本校は三十三年度において学校規模が完成されるため図書室、音楽室等特別教室の不足が見込まれる一方、講堂等はますます狭あいとなり運営上支障が認められるので、これら施設の整備につき主管当局の考究善処を望む。

三 理振法による設備充実費三十一万余円の割当を受け、六月に充実計画を樹て承認を得るよう手続を了したが、監査日現在未だ納品されていなかったため、早期導入を図るべきである。

四 経理出納その他事務処理で次の点留意されたい。

1 授業料の調定期間は月初めとするとともに早期徴収に努力すること。

鳥取西高等学校 昭和三十三年一月二十一日監査

監査委員	松 本 利 治
同	荻 原 治 郎
同	小 谷 善 高

一 本校教員定数は校長以下七八名で、うち教育研究所派遣者一名、休職者一名あるため実質的には七六名であるが、欠員に対しては時間講師をもつて補充するか、全日制定時制及び通信教育等相互援助により教育に支障をきたさないよう措置を講じ、また鳥取商校との協同運営により概ね順調を期しているものと認められた。

二 本校は校歴は古いが、校舎、施設はほゞ、大な生徒数に比較して基準を下廻り、しかも本年度における県費支弁のものは校舎屋根葺替、校長室及び校務室の改修を行った程度であつて、各室電灯設備、グラウンド土

入、排水溝の整備等はPTAの負担に仰ぎ、過去における更衣室、販売部、薬品庫、生徒会関係室等を併せ考へるとき、PTAの負担はすくなくならぬものがあり、なお危険校舎の改築、夜間部通信部及び学科備品室の整備等緊急を要するものがあるので、根本的に改築計画を検討すべき時期に到達しているものと認められる。

三 本校通信教育部は中部以東にわたり授講生三五三名を有し、倉吉西校を協力校として運営の円滑化を図りつつあるが、組織、機構、経費等が現在運営実態に即応せず、実施に当り困難の面がうかがわれるが、特に入学手続の取扱い、受講料徴収、特殊勤務手当、通信費、需用費等の増額、協力校に対する経費計上等、種々検討すべき諸問題があるので、主管当局の善処を望む。

四 附属幼稚園併置についての再検討並びに同園土地建物の保全については前年度監査に指摘したとおりであるので、考りよの上遺漏なきを期せられたい。

五 事務処理につき左の点留意されたい。

- 1 通信教育受講料徴収につき厳格を期すること。
- 2 備品の保管管理につき県有物件とPTA物件の区分はしているが、責任分野管理の適正からしても努めて一元化すること。
- 3 面接指導に対する取扱いを明確にすること。

倉吉西高等学校 昭和三十三年一月二十七日監査

監査委員 小 谷 善 高

一 本校家庭科の施設は産振法により基準の九五%まで充実しているが、普通科課程二、三年生の選たく、科目として、二年生四組二〇人、三年生三組八一人が授業を受けているため施設の使用に支障を来しやむなく普通教室を転用しているため教育効果が挙らない状況であつたので、本校の特殊性を考え家庭科施設の拡充については配慮すべきである。

また音楽教室も普通教室を転用しているため音響に對する考りよがはらわれず、隣接教室の授業に影響して

いるので、早期に整備することが必要である。

なお本校の理科関係設備充実については、昭和三十年度産振法の適用を受け二十万円をもつて、整備したが文部省基準の二八%に達したのみで、他校に比較し立遅れているので、これが充実につき更に配慮の要がある。

二 本校の在校生(八五〇名)は全部女子生徒である關係から、学校衛生については特に配慮し年一回以上の健康診断のほか、PTA経費により二回の診断を実施するとともに、衛生管理に意をもちいた結果本年度は休学生がなく学校運営を円滑ならしめていることは結構である

しかしながら養護教諭は兼務で週二回程度本校を担当している状況であるが、本校の特殊性にかんがみ、専任養護教諭の充足が必要と思考するので当局の善処を望む。

三 経理出納その他事務処理で次の点留意されたい。

- 1 備品の保管管理についてはなお一層厳格を期する

こと。また使用不能となつているものの整理は制規の手續をとること。

- 2 転退学等にもなる事務処理その状況並びに諸調査等の記録は公的に整備すること。

中部給与事務所 昭和三十三年一月二十八日監査

監査委員 小 谷 善 高

一 当事務所は所長以下八名をもつて管内小、中学校六二校に對する教職員給与事務の外、共済事務、教職員特別身体検査、高校入学生願書配分その他教育全般にわたる庶務的事務処理をなし、円滑に推進していることは結構である。

しかしながら給与事務所の運営の実態と教育関係駐在職員の日常業務との関連性につきその経費、内容等からして両者の構成につき、主管当局の考究の余地がある。

二 経理出納その他事務処理は概ね良好であつたが、次の点留意されたい。

- 1 過誤による給与の支払は早期に整理すること。
- 2 小中学校に對する旅費は遅滞なく精算せしむること。
- 3 庁舎の維持管理費の負担について検討の余地がある。

米子東高等学校 昭和三十三年二月三日監査

監査委員 松 本 利 治

一 本校は比較的危険校舎が多く管理に至難の面があつたが、本年度は最も危険校舎であつた二三〇坪を解体し、鉄筋コンクリート三階建九教室(工費一三、五三〇、〇〇〇円)及び渡廊下(工費二〇〇、〇〇〇円)を九月十三日着工し現在施行中で三月末完成予定であつたが、新学年の授業運営に影響を及ぼさざるよう早期完成に一層努力されたい。

なお講堂、特別教室等の新改築も緊要である。

二 通信教育部に對する運営については鳥取西高等学校

と同様、根本的運営方針につき再検討すべき余地がある。

三 経理出納その他事務処理で次の点留意されたい。

- 1 授業料の早期徴收整理に一層努力すること。
- 2 図書館建設に伴う寄附財源が予定どおり確保できず、ひいては鉄筋校舎建設の財源に影響を及ぼしているので、極力確保に努力すること。

米子西高等学校 昭和三十三年二月四日監査

監査委員 松 本 利 治
同 小 谷 善 高

一 本校の男女共学状況は前年とほぼ同様で、女生徒九八名、男生徒四九名(一学年二二名、二学年七名、三学年二〇名)計一、〇四七名で共学学級は各学年共一学級編成である。

二 本年度は二学級程度の自然増の見込みで教室不足が予測され、また調理被服等特別教室、図書室も不足を告げている一方理科教室及び体育館は老朽し、累年の

補修も効果なく依然として雨漏り等により維持が困難のようであるので、旧校舎の改築によりこれらの問題を解消し、併せて運動場の拡張を図るよう主管当局は考究善処されたい。

三 経理出納その他事務処理で次の点留意されたい。

- 1 転校入学許可につき考究すべきものがある。
- 2 出納事務引継を明確にすること。
- 3 土地の貸借契約を整備すること。
- 4 備品の照合は会計規則に基き実施すること。
- 5 授業料調定の適正を期すること。

米子 図書館 昭和三十三年二月五日監査

監査委員 松 本 利 治
同 小 谷 善 高

一 本館の活動状況を前年と比較すると、館内閲覧二、五五五人、館外閲覧三、五五二名計六、一〇七人減少しているが、これは閲覧者以外の施設利用者の増加とか、書庫の完成により閲覧式を一部カード式に切替た

こと等にもよると思われるが、第二閲覧室の整備によつて利用者の増加方更に考究せられたい。

また貸出文庫にあつても団体数は前年と同様で、回付回数一七、閲覧人員四四八人それぞれ減少しているが、開拓余地は充分あると思われるのでこの点特に努力を望む。

二 境港分館の館内、館外閲覧者状況は前年比し一万余人増加し、また貸出文庫にあつても四団体の開拓を図る等逐次その実績を挙げていたことは結構である。しかしながら分館運営並びに構成については前年度監査に指摘したところであるか、未だ改善されていない。職員は県職員一名の外境港市職員一名及び賃金職員一名計三名であり運営に至難の面がうかがわれるので職員身分の取扱等につき、適切なる措置を講ずべきである。

三 経理出納その他事務で次の点留意されたい。

- 1 紛失及び破き、図書が前年に比し増加しているが保管管理の万全を期すること。
- 2 糞尿処理に対する経費僅少(三、〇〇〇円)のため

め処理に苦慮していた。

倉吉東高等学校 昭和三十三年二月十二日監査

監査委員 松 本 利 治
同 荻 原 治 郎
同 小 谷 善 高

一 本校の施設は年々改善され本年度においても理科教室(三、二二〇、〇〇〇円)の新築並びに既設校舎の内部改修により普通教室の増加を図る等、学校運営を円滑ならしめていることは結構である。しかしながら特別教室は依然として不十分であり特に音楽教室、図画教室は割烹教室被服教室をそれぞれ利用している状態であつて学習環境、情操教育等からして適当と認め難いので、何等かの措置を講ずるよう一層の努力を望む。

二 本年度の本校設備充実は産振法(九九万円)定通振興法(二二万円)及び理振法(二〇万円)の適用を受け鋭意充実に努力していたが監査当日において水力学

総合実験機械装置外若干入手したのみで、大半が二月契約で、結、三月末日納入となつてゐるが、予算の効率的執行に一層留意すべきである。

三 本校の進学就職指導は三年生をそれぞれのコースに区分授業をなし、課外指導模試等を実施し、これが対策に当つており、現在進学希望者約一一〇名、就職希望者約二四〇名であり、就職については既に一五四名は内定しており、中でも電気科にあつてはすでに一〇〇%内定していたが、残りのうち五〇名は自主的に就職する見透しであつたが、商業科にあつては相当困難性があるようであるので、一層就職指導について努力されたい。

四 経理出納その他事務処理は概ね良好であつたが、次の点特に留意されたい。

- 1 運動場の一部である国有土地を県が借用契約をして、結しながらP.T.A経費で四、二八四円支払つていたが、これは県予算に計上するのが至当である。
- 2 実業教育課程における実験実習、物品の出納を明

確にすること。
3 転退学にとまなう事務処理に当り、その状況調査等の記録は公的に整備すること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町取
印刷所 鳥取県鳥取市東町取
印刷所 鳥取県鳥取市東町取